

公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の解説

国土交通省 大臣官房 技術調査課
不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っている。建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保のため、これまでも平成 26 年及び令和元年に、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律を一体として改正し、10 年間でさまざまな取組が進められてきた（それぞれ「担い手 3 法」、「新・担い手 3 法」）。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に若い世代の入職・定着が進まず、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務となっている。

これらの課題に対応し、公共工事から取組を加速化・牽引するべく、第 213 回通常国会に、衆議院国土交通委員会提出法案として、公共工事の品質確保の促進に関する法律、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、測量法を併せて改正する「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出され、令

和 6 年 6 月 12 日に成立し、同 19 日に公布・施行された。

本稿では、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「改正品確法」という）の概要等について解説する。

2. 改正品確法の内容

品確法の構成として、条文が主に「基本理念」、「発注者等の責務」、「受注者等の責務」などに分かれているが、本稿では条文順ではなく、取り組むべき項目ごとに記載する。また、改正品確法の概要については図－1 に示す。

(1) 担い手の確保のための働き方改革・処遇改善

① 休日の確保の推進（第 3 条、第 8 条、第 27 条及び第 30 条関係）

これまでも働き方改革の取組を進めてきたが、依然として建設業は他産業と比べ、労働時間が長時間となっており、担い手確保のための他産業との人材獲得競争においてもその点が課題となっている。また、時間外労働の上限規制が令和 6 年 4 月から適用されている。

このような背景から、品確法において基本理念・受注者等の責務に位置付けられていた「賃金」、「労



図－1 改正品確法の概要

働時間」等の労働環境の整備に建設業のさらなる担い手確保のため、「休日」の確保が明記された。

これらの取組に実効性を持たせるためにも、国は、公共工事に従事する方が適切な休日を取れているか、その実態の把握を行い、結果を公表することとされ、その結果を踏まえ、必要な施策を策定し、実施することが努力義務とされた。

さらに、「労働時間」の適正化、「休日」の確保に向けた重要な取組としては、建設業の繁閑を極力抑えるための施工時期の平準化が挙げられる。債務負担行為の積極的な活用や繰越制度の適切な活用により、特に年度末の繁忙期を解消し、年度当初の閑散期にも工事を行うことが重要となる。

これらの予算制度については、土木部局等の発注部局だけの取組では限界があることから、本法改正において、自治体内部での財政部局や契約部局等の関係部局との相互の緊密な連携が努力義務

とされた。

② 処遇改善の推進（第7条、第8条及び第27条関係）

適正な賃金の確保のため、国において労務費の確保や公共工事に従事する者への賃金の行き渡り状況を調査し、公表することが努力義務として位置付けられるとともに、その調査結果を踏まえ、必要な施策を策定し、実施することが努力義務とされた。

加えて、処遇確保の観点として、受注者等に対しては、能力に応じた処遇確保、外国人等を含む多様な人材の適切な処遇、その雇用管理を改善することも位置付けられた。

また、昨今、資材価格が高騰する中、工事契約当初の想定から工事期間内に資材価格が上昇した場合には、価格高騰分を発注者が適切に負担することが求められる。そのため、いわゆるスライド

条項の設定及びその運用基準の策定、適切な請負代金変更が、発注者等の責務に位置付けられた。

③ 担い手確保のための環境整備（第 26 条及び第 31 条関係）

担い手確保のため、国・地方公共団体の努力義務として、学校と建設業団体や民間事業者の連携促進や、広く国民に建設業の重要性を理解してもらうための建設業団体と連携した広報活動・普及啓発活動の実施などが位置付けられた。

(2) 地域建設業等の維持に向けた環境整備

① 適切な入札条件等での発注の推進（第 7 条及び第 21 条関係）

地域、特に中山間地域の過疎地などの建設業者は、地域のインフラ維持になくてはならない存在であるが、一方で将来的な安定経営への見通しが持てないことなどにより、その数が減少してきており、地域の社会資本の維持管理が困難になるおそれがある。

そこで、発注者が工事を発注する際に、その地域の実情等を踏まえ、工事の規模や本数を適切に設定した上で、競争参加資格を適切に定めるなどの対応が発注者等の責務として位置付けられた。

また、今回新たに、通称、参加者確認公募型随意契約が位置付けられた。例えば担い手が少なく、過去、一者応札が続いているような維持工事や設備の更新工事などで、公募により「競争が存在しないことを確認」した上で、随意契約を行うことができるという方式である。

これにより、受発注者双方の入札手続きにかかる負担が軽減されるとともに、将来的な安定経営への見通しを持ちやすくなるという効果が期待される。ただし、活用にあたっては、国であれば会計法令、地方公共団体であれば地方自治法令に基づく調達のルール の範囲内で行うことに留意する必要がある。

② 災害対応力の強化（第 7 条及び第 8 条関係）

災害からの迅速な復旧復興にあたっては、個々

の企業による活動だけでなく、必要に応じて民間事業者間でも適切に連携を図ることが重要であり、例えば復旧・復興 JV のような、その連携のために必要な措置を講じることが発注者の責務として位置付けられた。

また、発災後に速やかに被災状況を把握し、復旧工法を立案する作業には、過去の知識及び経験の有無が重要となるが、数十年ぶりの災害といった場合には、現役行政職員の中に災害対応経験を有している者がいない場合なども想定される。そこで、災害対応に必要な知識及び経験を有する者を活用することが努力義務として位置付けられた。

加えて、災害時には、労災保険の対象外である役員も自ら現場に出て作業に従事することがある。また、災害時には、二次災害の危険が伴うことに加え、工事の際、誤って民地の工作物を壊してしまうなど、第三者に損害を及ぼす危険が平時に比べて高まることから、今回の改正では、災害協定に基づく災害応急復旧工事の受注者は、工事従事者の業務上の負傷等に対する補償や、第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保するための保険契約を締結することが求められることとなった。

(3) 新技術の活用等による生産性向上

① 情報通信技術の活用（第 3 条及び第 7 条関係）

これまでの品確法においても、調査等、施工、維持管理の各段階における情報通信技術の活用という基本理念は記載されていたが、昨今の社会全体における DX の進捗を踏まえ、情報通信技術が、新たにデジタル社会形成基本法における定義と関連付けて再度定義されている。

趣旨としては、例えば、紙ではなく PDF などの電子データによるやり取りといった従来の「電子化」の文脈を超えて、より高度な情報通信技術により、公共工事においても DX 化によるデータの適切な利活用を図ることなどが挙げられる。

また、発注関係事務のうち、監督、検査、施工状況の確認、評価については、改正前の品確法で

も情報通信技術の活用にも努めることとされていたが、今回の改正により、発注関係事務全体並びに維持管理における情報通信技術の活用が努力義務とされた。

② 新技術の活用(第3条、第7条及び第8条関係)

インフラ整備に当たって、その設計段階から「新技術を活用した資材、機械、工法等」の採用を検討し、価格のみを理由にそれらの活用が妨げられることがないように配慮することが基本理念として位置付けられた。

また、発注者は設計段階とその後の仕様書の作成や入札・契約を含む発注に当たっても、経済性には当然配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材を採用する努力が求められることとなり、その際、発注者はその費用を適切に反映した積算を行うことが責務とされた。

加えて、発注者だけでなく、受注者にも従来努力義務として求められていた技術的能力の向上の中に、「新技術の活用」が含まれることとなった。

③ 脱炭素化の推進(第3条関係)

今回の改正では、基本理念において、脱炭素化に向けた技術又は工夫が活用されるように配慮されなければならないとされた。前述の「総合的に価値の最も高い資材」の「価値」には、脱炭素への寄与も含まれている。

社会全体としてカーボンニュートラルへの対応が求められる中、公共工事においても、脱炭素化に向けた技術の活用又は工夫が求められることとなった。

④ 技術開発の推進(第3条、第28条及び第29条)

新技術の活用推進のために国に求められる責務として、特に高度な技術の研究開発のために ECI 方式を積極的に活用し、民間事業者間の連携による創意工夫を行うこととされた。

また、国の発注によって民間事業者が開発した新技術は、通常その知的財産権が発注者たる国に帰属することとなるが、それでは受注者にとっ

て、投資に対する採算性からインセンティブが働きにくいという課題があるため、国が技術研究開発を民間に委託するときは、その成果に関する知的財産権の取扱いについて適切に配慮することが位置付けられた。

加えて、こうした新技術の研究開発を安定的に推進するため、国は、研究機関の機能強化や、研究成果の実用化を中長期的に推進するための必要な措置を講じることとされた。

(4) 公共工事等の発注体制の強化

① 発注者への支援の充実(第7条、第22条及び第23条)

基礎自治体において、公共工事等の発注に携わる職員が減少し、かつ、多くの自治体で技術系の職員がいないという状況の中、そうした自治体に対し、国・都道府県が職員育成支援、研修の活用促進等により、しっかりと支援していくことが位置付けられた。

また、国は、その発注関係事務の実施の実態を把握し、結果を公表するとともに、必要に応じて助言を行うこととされた。

② 維持管理を広域的に行うための連携体制の構築(第7条関係)

また、そうした自治体において、インフラの維持管理に当たって、個別箇所ごとの発注が困難になりつつある現状を踏まえ、「地域インフラ群再生戦略マネジメント：通称 群マネ」の取組が、今年から全国のモデル地域で進められており、今回の改正に位置付けられた。

3. 国会での審議

品確法の一部改正法案は、令和6年5月22日に衆議院国土交通委員長提案により提出、衆議院国土交通委員会において提案理由説明・審議が行われ、同日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議され、同月23日の衆議院本会議において全

会一致で可決、参議院に送付された。

参議院では令和6年6月11日に参議院国土交通委員会において審議が行われ、同日に附帯決議と併せて賛成が決議され、同月12日の参議院本会議において可決、成立し、同月19日に公布、即日施行された。

改正法案は、原案のとおり可決されたが、

- ① 公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者がその適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。併せて、それ以外の公共工事における契約変更についても導入を検討すること
- ② 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講じるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講じること
- ③ 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し、建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等をはじめとする地方公共団

体に対する公共事業の施工についての支援等を検討すること

- ④ 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に脱炭素化に対する寄与の程度等を考慮して、総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと
 - ⑤ 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、公平性や地域建設業等の維持の観点から、その影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ、運用を検討すること
- などが衆議院の決議・参議院の附帯決議に盛り込まれており、政府としてはこれらの点に留意し、その運用について遺漏のないよう取り組んでいく。

4. おわりに

本法の運用上の留意事項等については、改正品確法第9条の規定により定められる基本方針及び同法第24条の規定により定められる発注関係事務の運用に関する指針において定めることを予定している。